

協働環境委員会会議録

平成29年5月19日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：04

【 案 件 】

1. 議案第42号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第42号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

それでは議案第42号 専決処分の承認について補足説明いたします。議案書の29ページをお願いいたします。

今回の専決処分は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。議案書の31ページに、新旧対照表を載せておりますが、別に配付しております資料でご説明いたします。

今回の改正は、低所得者に対する均等割及び平等割の減額対象範囲を拡大するもので、軽減判定所得の算定における被保険者数に乘じる金額を引き上げるものでございます。

第24条第1項第2号に規定します5割軽減につきましては、現行の基準額26万5千円を27万円に、また、第3号に規定します2割軽減につきましては、現行の基準額48万円を49万円にそれぞれ改めるものでございます。

具体的には、「軽減判定所得早見表」にございますように、例えば6人世帯の場合ですと、所得が33万円を超え195万円以下の場合は5割軽減となりますし、195万円を超え327万円以下の場合は2割軽減の対象となります。

次に、軽減対象範囲の拡大による影響額でございますが、平成29年度当初予算ベースで試算しますと、5割軽減の対象世帯は58世帯の増、軽減額は311万4799円の増、また、2割軽減の対象世帯は20世帯の増、軽減額は38万7700円の増となり、影響額としましては、合計で349万5569円となります。この分につきましては、税収減ということになりますが、軽減措置により税収減となる分につきましては、その一部が国、県による財政支援により補填されることとなっております

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第42号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」については、承認することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。